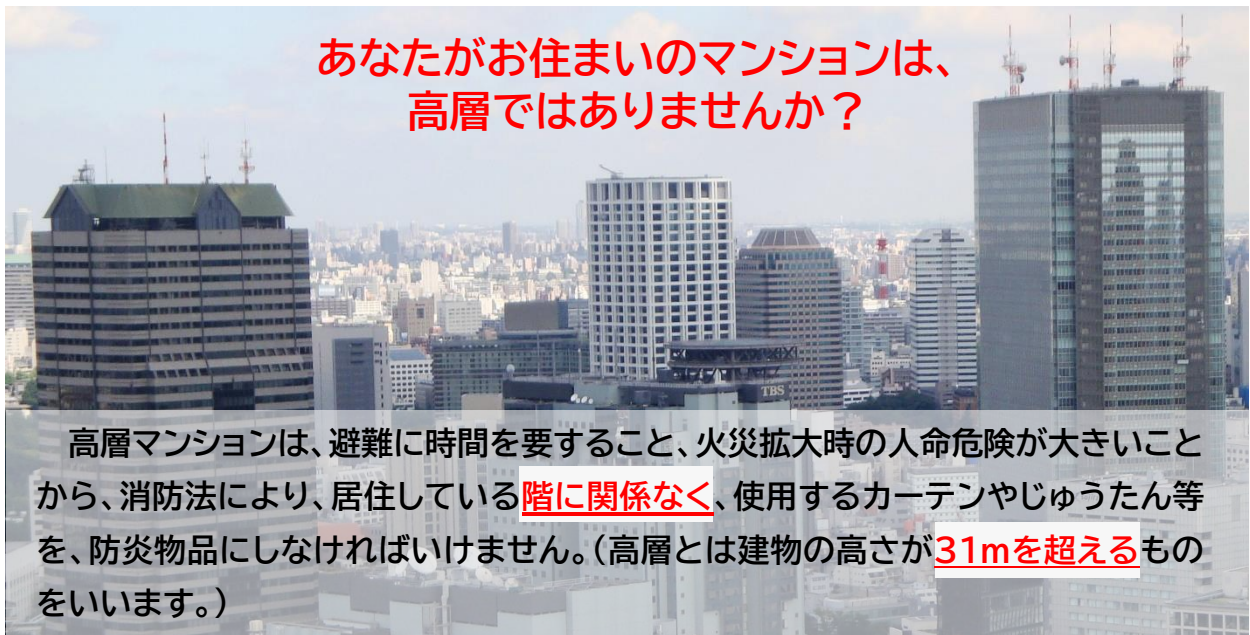


高層建築物の入居者は防災物品を使おう



《防災防火対象物について》

1 防災防火対象物

防災物品を使用しなければならない防火対象物を、**防災防火対象物**と呼びます(図1)。防災防火対象物には、高層建築物、不特定かつ多数の人々が利用する用途、可燃物を多量に用いる用途や工事中の建築物など火災が発生すると大きな被害が予想されるものが指定されています。ここでいう高層建築物は、**31mを超える建築物**を意味し、マンションの場合は、**概ね11階以上**で対象となります。高層建築物が防災防火対象物に指定されているのは、消火活動や避難の困難性が考慮されているためです。

共同住宅等の用途に供されている場合であっても、高層建築物である場合は防災防火対象物となり、低層階も含めて防災物品の使用が義務付けられます。

また、高層建築物に該当しない共同住宅や戸建て住宅等においても、防災物品や防災製品を使用することが推奨されています。







			
高層建築物	劇場・映画館	カラオケ	飲食店
			
物品販売店舗	ホテル	病院	福祉施設・幼稚園
※ 上記内容と類似の場所や工事中の建築物、地下街等が該当します。			

図 1 防災防火対象物

《防災対象物品について》

1 防災対象物品・防災物品

消防法による防災規制の対象となる品目を**防災対象物品**と呼びます。防災対象物品には次の①～⑦の種類があります。

これらの物品又はその材料のうち、燃焼試験により、消防法施行令第4条の3で規定される基準以上の防災性能を有すると認められたものを**防災物品**と呼びます。

防 災 対 象 物 品

- ① カーテン
- ② 布製のブラインド
- ③ 暗幕
- ④ じゅうたん、毛せん、ござ、人工芝、タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、接着カーペット
- ⑤ 展示用の合板
- ⑥ どん帳、舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板
- ⑦ 工事用シート

規制の対象とされている理由は、カーテンやどん帳のように垂れ下がっているものや、展示用合板のように立ち上がっているものは、着火すると一気に天井まで燃え広がりやすく、じゅうたん等はたばこ等が落下し着火すると室内の他の可燃物に燃え移りやすいためです。

消防法に規定される「**防災物品**」は図2のラベル、公益財団法人日本防災協会が認定する「**防災製品**」は図3のラベルが貼付されています。インテリアをデザインすることは、暮らしを豊かにするだけでなく、安全をデザインすることに繋がります。**防災物品**や**防災製品**を使用することで、建物利用者の安全安心に繋がっていきましょう。



図2 防災物品のラベル (例)



図3 防災製品のラベル (例)

身近にある防災品の例



一般的に、防災性能をもったものは総称して「防災品」と言われています。
 その中には、消防法により使用が義務付けられる「**防災物品**」()と、使用が推奨されている「**防災製品**」()の二種類があります。
 高層の建物は火災発生による危険が大きいことから、こうした規制がされています。

燃え方は、こんなに違います！！

防災品

防災品以外

